

8.2 登録事業者の得る支援・利点

表 8.2に、各種事業者がエネルギースターに参加することによって得られる主な支援及び利点を示す。

表 8.2 登録事業者が得ることができる主な支援及び利点

事業者の分類		事業者の得る主な支援・利点
大分類	小分類	
製品製造事業者	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・製品市場において、エネルギースター非適合製品との差別化を図ることができる。 ・エネルギースターロゴ及びエネルギースターの提供する資料を利用して、マーケティングを行うことができる。 ・EPA が全米規模で推進する適合製品の PR に参加することができる。 ・エネルギースターのホームページの適合製品リストに、事業者の適合製品が掲載される。
ホームプログラムに関連する事業者	建築関係事業者 (宅地開発事業者、住宅製造事業者、システム住宅建設事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギースター適合住宅の購入者は、ローンや金利面で優遇措置（エネルギースターローン）が適用されるために、事業者はより多くの適合住宅を製造・販売する機会を得られる。 ・エネルギースター適合住宅は、省エネルギー効果や快適さが保証されているために、消費者から高い評判を得ることができる。 ・エネルギースターが提供する資料を利用して、エネルギースター適合住宅と非適合住宅との違いを消費者に印象付けることができる。 ・エネルギースターのホームページに、事業者の名称が掲載される。 ・エネルギースターロゴを利用して、マーケティングを行うことができる。また、マーケティングを行うための資料提供を受けることができる。
	住宅エネルギー評価者 (HERS 及び BOP 評価者)	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギースターのホームページの事業者リストに、事業者の名称が掲載される。 ・建築事業者にエネルギースター適合住宅の利点を伝えることによって、建築事業者との関係を強化することができる。 ・エネルギースターロゴ及びエネルギースターが提供する資料を利用して、マーケティングを行うことができる。

ホームプログラムに関連する事業者	公益事業団体／エネルギー効率プログラムのスポンサー	<ul style="list-style-type: none"> エネルギースターが提供する資料を利用して、消費者に対し、環境保護及び電力料金節約の観点からエネルギースター適合住宅の付加価値を示すことができる。 エネルギースターホームページの事業者リストに、事業者の名称が掲載される。 電力市場の自由化において、有利な地位を獲得することができる。 メディアを利用して、エネルギースター適合住宅の建設を促すことにより、電力需要削減の取組みを公衆に認知させることができる。
	資金調達機関	<ul style="list-style-type: none"> エネルギースター適合住宅の購入者に対し、エネルギースターローン制度による優遇措置を利用して、エネルギースター非適合住宅と比較して融資額を増額することができる。 公益事業団体と連携することによって、エネルギースターローンを利用する顧客を増大させることができる。 エネルギースターロゴ及びエネルギースターが提供する資料を利用して、マーケティングを行うことができる。 エネルギースターホームページの事業者リストに事業者の名称が掲載される。
	住宅産業界専門家	<ul style="list-style-type: none"> 住宅産業界における他の専門家（エネルギースターに参加している）とのネットワークを構築することによって、顧客を増大させることができる。 エネルギースターロゴ及びエネルギースターが提供する資料を利用して、マーケティングを行うことができる。
ビルディングプログラムに関連する事業者	自らの建物のエネルギー効率向上を目的とする事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者のエネルギー効率を向上させ、エネルギー利用料金を節約することができる。 事業者のエネルギー管理能力を強化することができる。 事業者の建物の優れたエネルギー効率に関して公衆に認知させることができる。
	建物のエネルギー効率向上に寄与するサービス・製品提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> エネルギースターロゴ及びエネルギースターが提供する資料を利用して、マーケティングを行うことができる。 エネルギースターホームページの事業者リストに事業者の名称が掲載される。 エネルギースターホームページに、エネルギースターに関連する事業者の活動や成功事例が特集として掲載される機会がある。 関連する市場において、事業者のブランドイメージを高めることができる。

8.3 登録事業者の普及活動に関する内容等

登録事業者は、エネルギースターロゴ及びエネルギースターで提供される資料を利用してマーケティング活動を行う以外に、自主的にエネルギースターの普及活動を行うことが求められている。基本的には次の活動を行うことが求められている。